

審 議 結 果 速 報

(令和 5 年10月13日)

陳情5年福祉保健第23号

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－23 (R5.9.8)	福 祉 保 健	健康保険証の継続を求める陳情 －「保険診療を受けられない人」を作り出す健康保険証廃止は撤回を－	不 採 択 (R5.10.13)
▶陳情事項 令和 6 年秋の現行の健康保険証廃止を撤回するよう、国に意見書を提出すること。			

▶所管委員長報告（R5. 10. 13 本会議）会議録暫定版

現在、国においてマイナンバー情報の総点検が実施されており、マイナ保険証については、厚生労働省が全保険者を対象に正しい個人番号が登録されているか点検を実施しているところであります。

全国知事会長からは、5 月 30 日にデジタル大臣及び総務大臣に対し、「マイナンバーカードの安全・安定的な運用に向けた緊急提言」を行われ、県においても、6 月 27 日に、マイナンバーカードの個人番号の誤登録の再発防止に向け、国要望を行われています。

こうした状況において、県議会から国に重ねて意見書を提出するには及ばないと考えられます。

以上のことから、本件陳情は「不採択」と決定いたしました。

▶陳情理由

県民の命と健康を守るため、日ごろの御奮闘に心から敬意を表する。

岸田文雄首相は、令和5年8月4日の記者会見において、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化する方針について、資格確認書の取扱いを見直すこと等を表明した。

マイナ保険証を持たない人に対し発行する資格確認書の取扱いについて、

- 1 当分の間、申請によらず交付する、
- 2 マイナ保険証の利用登録の解除を可能にする、
- 3 有効期限を最長1年から最長5年に延長する、

と説明された。しかし、資格確認書の取扱いの見直しだけでは、マイナ保険証によって引き起こされている現場のトラブルは解決しない。また、資格確認書を申請無しで交付するとされているが、対象者がマイナ保険証を持たない人に限定されており、かつ、「当分の間」の対応とされており、全被保険者に保険証を交付する現行の健康保険証の運用からは大きく後退する。

現在、マイナ保険証によるオンライン資格確認でトラブルが生じ、被保険者情報が確認できない事態が多発する中で、健康保険証の券面を確認することによって「無保険扱い」を回避している。資格確認書は、原則としてマイナ保険証を持たない人を交付対象としているため、併用することができず、「無保険扱い」を回避する手段を失うことになる。資格確認書の取扱いの見直しだけでは、現在医療現場で起きているマイナ保険証によるトラブルは解決しない。トラブルの全容解明、再発防止が不確実な以上、現行の健康保険証の廃止はあり得ない。

マイナ保険証のメリットとして、保険証発行等の事務負担軽減が挙げられているが、マイナンバーカードの発行実務、5年ごとの更新、さらに今回の資格確認書の発行・更新実務、情報の紐付け作業など、地方自治体、保険者の事務負担が本当に軽減されるのか、甚だ疑問である。加えて、止まらないトラブルへの対応、「総点検」作業等で地方自治体や保険者の事務負担は増大しており、本末転倒である。

資格確認書を使いやすくすることは、現行の健康保険証に限りなく近づけることに他ならない。であれば、すでに社会に定着し、安定的に運用されている現行の健康保険証を存続させることが最も合理的だと考える。

いつでもどこでも誰もが安心して医療が受けられるためには、健康保険証が不可欠である。改めて、令和6年秋の現行の健康保険証廃止を撤回するよう強く求める。

▶提 出 者

鳥取県保険医協会

現 状 と 県 の 取 組 状 況

福祉保健部（健康医療局医療・保険課）

【現 状】

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われ、令和6年秋に健康保険証が廃止されることとなった（公布日：令和5年6月9日、施行日：公布の日から1年6月以内を超えない範囲内において政令で定める日）。なお、改正法の施行時点で交付済みの健康保険証は最長で1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置が設けられている。
- 2 健康保険証の廃止後は、全ての国民が安心して保険診療を受けられるよう、当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず資格確認書を交付される方針であり、被保険者にはマイナ保険証又は資格確認書が交付されることとなる。なお、資格確認書の有効期限は5年以内で保険者が設定することが想定されている。
- 3 また、保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格の情報等を簡単に把握できるよう、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した「資格情報のお知らせ」を交付する予定としている。
- 4 健康保険証の廃止後において、オンライン資格確認が行えない場合には、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を提示することなどにより、資格確認を行うことを国において検討しているところ。

<全国状況>

- ・厚生労働省が、全保険者に対し、マイナ保険証に正しい個人番号が登録されているか総点検を実施し、7月末までに結果を報告するように求めた（令和5年5月23日依頼）。

（点検事項）

- ・個人番号を取得する際に、厚生労働省が示している基本的な留意事項と異なる方法で事務処理を行っていなかったか。
- ・当該データについて、正しい個人番号が登録されているか。

《マイナ保険証に異なる個人番号が登録されていた件数》

	異なる個人番号が登録された事例	うち薬剤情報等が閲覧された事例
総点検実施以前に判明していたもの	7,372件	10件
総点検実施により判明したもの	1,069件	5件

- ・今後、登録済みの全データ（過去分を含む約1億6千万件）について、医療保険のデータと住民基本台帳のデータを突き合わせ、不一致がないかを確認することとしている。

<県内状況>

- ・厚生労働省からの点検依頼を受け、県内保険者において点検を実施した。
- ・県内市町村及び医師国保組合、後期高齢者医療広域連合において、これまでマイナ保険証に別人の情報が誤登録された事案は報告されていない。

【県の取組状況】

- 1 令和5年5月23日付けの厚生労働省からの点検・修正作業について、県内市町村・国民健康保険組合に対し周知を行うとともに、点検結果報告の進捗管理を行った。
- 2 令和5年5月30日に、全国知事会長（当時）である平井知事らが、河野デジタル大臣及び松本総務大臣に対し、「マイナンバーカードの安全・安定的な運用に向けた緊急提言」を行った。

個々の事業者や地方公共団体による対応には限界があることから、国としてマイナンバーカードの活用に係る様々な手続における、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、誤った情報紐づけの防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。
- 3 令和5年6月27日に、マイナンバーカードの個人番号の誤登録の再発防止に向け、国要望を行った。

マイナンバーカードを活用した証明書の誤交付や健康保険証等の紐づけにおける誤登録の再発防止を徹底するため、マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、国、自治体及び事業者が一体となったチェック体制や、誤交付等の防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。